

✚ 貨物概要

綿製の平織物（なせんしたもの）を用いて一辺約 200 cmの正方形の袋状に縫い上げたこたつ掛け布団で詰物をする前のもので未完成のもの。裏面のほぼ中央部に、詰物（中綿）を入れるための口が開いているもの。

輸入後、裏面の口から適当な厚さに綿を詰め、その口を縫って閉じ、全体に渡ってキルティングを施して仕上げられる。

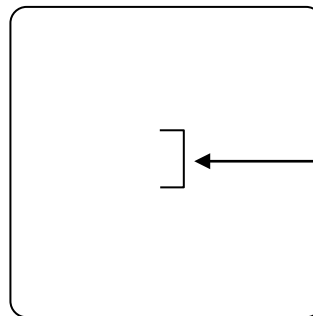
✚ 分類

関税率表第 6307.90 号－1

（統計番号 6307.90-019）

の綿製のその他の紡織用繊維製品

略図
（裏側）



この部分に
口が開いている

✚ 分類理由

詰物を入れておらず、キルティング等の加工を行っていないもので、こたつ掛け布団完成品としての重要な特性を有しているとは認められないことから、関税率表の解釈に関する通則 2(a)を適用し、未完の完成品として第 94.04 項に分類することはできません。

したがって、袋状に縫い上げてあるもので第 11 部注 7 の「製品にしたもの」に該当し、この表の他のいずれの部及び第 11 部の他のいずれの項にも属さないものですので、上記のとおり分類されます。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）